

東京簡易裁判所 民事第7室 御中

督促異議申立書

令和8年（ロ）第 173612 号

債権者 アコム株式会社

債務者 高桑 広仁

私は督促異議の申立てをします。

1. 本日の日付 令和 年 月 日

2. 住所

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23-222号

氏名：_____

連絡先：_____

添付書面で証する2件の明細収入のみでの収支状況であり、
なかずんば債務完済原資を準備出来たとしても、
その金銭調達経緯を逐次観察する札幌北区役所 生活保護1課 部局担当より、

* 不正受給の懸念材料

* 生活保護受給資格停止措置

等の 以後の債務者の受ける計り知れない人としての生活が成り立たなくなる
生計状況と相成る事は、至極当然であるが、
債務者の債権者に対する債務弁済意思は確実に存しており、
後日、債務者の思案する債務分割弁済計画書を 貴殿裁判所宛に送付させて抱きたく、
債権債務者 双方の当事者間での和解に至る支援を期待している所であります。
尚、現段階にて 債券執行過程 ではない旨を御了承願います。

東京簡易裁判所 民事第7室 及び 債権執行係 御中

差押禁止債権の範囲変更申立書

令和8年7月18日

住所（送達場所）

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23-222号

申立人

高桑 広仁 印

連絡先(Tel)

申立人（債務者）

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23-222号

高桑 広仁

相手方（債権者）

東京都千代田区富士見二丁目15番11号

ACOM 富士見ビル

アコム株式会社

申立ての趣旨

上記当事者間の御庁令和 年（ロ）第 173612 号 債権差押命令申立事件につき、第三債務者（ ）に対する

☐ 債権差押命令を取り消す。

☐ 金 円を超える部分を取り消す。

との裁判を求める。

☐ また、上記裁判が効力を生ずるまでの間、第三債務者は、債権者に対し、支払その他の給付をしてはならない旨の決定を求める。

(添付書類)

- ☐ 世帯全員（同居者全員）の住民票 1 通
- ☐ 生活保護等受給決定通知書写し 1 通
- ☐ 年金等の振込通知書写し 1 通
- ☐ 預貯金通帳写し（1 年分） 1 通
- ☐ 申立書副本、上記添付書類のコピー 1 通

申 立 て の 理 由

1 申立人の家族構成は、別紙 世帯全員（同居者全員）の住民票記載のとおりである。

2 御庁令和 年（ロ）第 173612 号債権差押命令申立事件で差し押さえられた第三債務者（ ）に対する
預金（貯金）債権の口座には、

- ☐ 年金
- ☐ 生活保護費

上記 2 件が振り込まれている。

3 上記口座へ入金される費目は、次のとおりである。

- ☐ 年金（2 か月毎に 円）
- ☐ 生活保護費（月額 円）

4 申立人の世帯全体の 1 か月の収支は、別紙添付の証する収入明細のみのとおりである。

5 本件差押えが続行されることによって申立人の生活に生ずる著しい支障は、
下記督促異議申立書のとおりである。

6 下記事由により、本申立てに及ぶ。